

見本

※医療機関等によって様式（名称）が異なる場合があります。

各病院等の入院予約時などに妊婦と交わす直接支払制度合意文書の例（参考）

当院では、できるだけ現金でお支払いいただくなくて済むよう、21年10月からはじまった「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことを原則としております。

- 妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金（※）を請求いたします。手続きについて手数料はいただきません。
（※）家族出産育児一時金、共済の出産費及び家族出産費を含みます。
- 退院時に当院からご請求する費用について、原則42万円の一時金の範囲内で、現金等でお支払いいただく必要がなくなります。
 - ・ 出産費用が42万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。
 - ・ 出産費用が42万円未満で収まった場合は、その差額を医療保険者に請求することができます。※当院が医療保険者から受け取った一時金の額の範囲で、妊婦の方へ一時金の支給があったものとして取り扱われます。
- 帝王切開などの保険診療を行った場合、3割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの3割負担のお支払いにも充てさせていただきます。
- この仕組みを利用なさらず、一時金を医療保険者から受け取りたい場合には、お申し出ください。その場合、出産費用の全額について退院時に現金等でお支払いいただくことになります。

<妊婦の方へのお願い>

- ① 入院時に保険証をご提示ください。また、入院後、保険証が変更された場合には、速やかに変更後の保険証をご提示下さい。

※ 退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書を保険証と併せ提示ください（詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください）。

- ② 妊婦健診等により、帝王切開など高額な保険診療が必要とわかった方は、加入されている医療保険者に「限度額適用認定証」等を申請し、お会計の際にご提示下さい。ご提示いただければ、一般に3割の窓口負担が「¥80100+かかった医療費の1%」に据え置かれます（所得により異なります）。入院時にお持ちでない方は、退院時までにご入手ください。

限度額適用認定証等をお持ちにならないと請求額が高額になることもありますので、忘れずにお持ち下さい。

「神奈川県機器健康保険組合」と記入されている必要があります

以上説明を受け、〇〇〇（保険者名）から支給される一時金について、直接支払制度を

（ 利用します ・ 利用しません ）。

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

被保険者（世帯主） 健保 太郎

妊婦氏名 健保 花子

医療機関等使用欄

医療法人〇〇会

〇〇産科婦人科医院

理事長 〇〇 〇〇

（出産予定日） 〇/〇

直接支払制度の活用：あり ・ なし